

返礼品の要件（以下の要件を全て満たす必要があります。）

- (1) 総務省が示す「地場産品基準（例年 6 月下旬改正）」に適合するものであること。
なお、地場産品基準に適合しているかについては、返礼品の提供期間に応じ適用される最新の法令や製造等の状況により判断する。
- (2) 返礼品に関する各種関係法令（食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法等）を遵守していること。
- (3) 中間事業者からの返礼品発注に対して発注日から原則 1 か月以内に配送すること。
ただし、生産量や収穫時期等の制限により原則 1 か月以内の配送が困難な場合は、その旨を明示すること。
- (4) 返礼品に関する情報（返礼品名、説明文、画像データ、事業者名等）の提供が可能であること。
- (5) 品質及び数量において安定供給が見込めること。ただし、予め期間や数量を明示して供給可能な場合は、この限りではない。
- (6) 食品を提供する場合は、当該食品の産地名を適正に表示し、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。また、寄附者に返礼品が到着後 5 日程度以上の消費又は賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食品（鮮度が高く要求されるもの）は、この限りではない。
なお、牛肉を提供する場合は、牛トレーサビリティ法に基づく個体識別番号を表示すること。
- (7) 役務（サービス）は、本市内で提供されるものであること。
また、宿泊施設等の利用券（電子クーポン可）を提供する場合は、発行日から原則 6 か月以上の有効期限を有するものであること。なお、利用にあたっての申請方法が確立されており、寄附者との調整が行える体制が整っているとともに、利用券には、記名又は通し番号を付記する等、転売防止の措置を講じること。
- (8) 物品との引換えに使える電子クーポン等を提供する場合は、引換えが可能な物品が地場産品基準を満たすものであること。
- (9) 自ら生産・製造したもの以外を提供する場合は、本市のふるさと納税返礼品とすることについて、生産者・製造者の同意を得ていること。
- (10) 本市及び中間事業者が求める場合に返礼品のサンプル等は無償で提供できること。また、生産拠点又は役務（サービス）の提供場所の現場での確認ができること。